

## 林地未利用材販売のご案内

・林地内にある集材を伴う未利用材について販売を行いますので、買受希望者は、売買契約書(案)、国有林野事業林産物売買契約約款及び現物を熟覧のうえ添付の「買受申込書」に必要事項を記入のうえ提出してください。

・物件内容

場 所: 福井森林管理署管内 福井県敦賀市  
黒河山国有林 120い林小班外

面 積: 28.52 ha

数 量: 別紙数量内訳署のとおり

その他: 別紙「特記事項」のとおり

令和元年8月9日

福井森林管理署長 竹井 正治

# 数量内訳書

国有林名	林小班	伐区	面積 (ha)	材積(m3)		林道からの最 長集材距離 (直線水平距離)	敦賀市役所 からの距離 (片道)
				幹	末木枝条		
黒河山	120い	-	1.71	140.10	45.47	240m	12.8
	121い	-	0.58	107.59	16.32	48m	13.5
	129り	-	0.72	113.25	20.52	111m	13.9
	131い	①	1.6	111.36	34.16	358m	14.6
		②	0.8	52.85	18.83	502m	14.6
	132い1	-	1.42	254.44	36.66	219m	13.6
	132ろ	①	2.28	326.72	58.24	424m	14.6
		②	0.53	76.64	13.66	313m	14.6
	133い	-	1.64	237.52	59.19	109m	14.0
	133ろ	-	0.11	19.73	2.83	85m	13.9
	133に	-	2.61	374.67	66.79	302m	13.4
	133ほ	-	0.42	39.13	4.34	421m	13.4
	133へ	①	0.06	4.77	0.53	368m	13.4
		②	0.22	18.13	2.01	463m	13.4
		③	0.3	24.81	2.76	482m	13.4
	133と	①	0.20	23.84	5.07	305m	13.4
		②	0.97	116.42	24.70	370m	13.4
	133ち	①	1.18	158.67	30.24	122m	13.4
		②	1.74	231.57	44.13	303m	13.4
		③	0.28	38.60	7.35	176m	13.4
	133り	①	1.35	194.74	34.59	125m	12.9
		②	1.30	187.11	33.22	238m	12.9
	133わ	-	0.46	49.69	5.51	105m	13.4
	142い	-	0.44	62.21	15.30	124m	13.3
	142ろ	-	0.71	102.85	25.60	108m	13.7
	142は	-	1.77	240.61	55.65	113m	13.8
	142に	①	0.12	21.32	3.06	335m	13.8
		②	0.17	30.67	4.41	249m	13.8
	142と	①	1.36	146.25	34.47	316m	13.8
		②	0.22	23.81	5.61	237m	13.8
	142り	-	0.07	10.15	2.54	27m	13.6
	143ほ	-	1.18	170.91	42.58	99m	23.2
計			28.52	3,711.13	756.34		

## 物件に関する特記事項

- 1 当物件は、保育間伐作業により伐採したもので、林地内に存置した材となります。  
(伐採作業期間: 令和元年5月初旬～令和元年7月中旬)
- 2 当物件の数量(材積)は伐採前の標準地調査により算出していることから、実際の数量と錯誤があつた場合でも異議を申し立てることが出来ないものとします。
- 3 販売対象は物件明細書の数量すべてとし、搬出の有無により減額はしません。ただし、すべての材について、搬出を義務づけるものではありません。
- 4 搬出期間は12ヵ月とします。(起算日は物件引渡完了日又は保安林協議が整った日とします。  
  
搬出期限内に物件の搬出を終わらないときは、災害その他やむを得ない理由のある場合を除き期間満了前に搬出未済物件は棄権したものとして国に帰属することとします。
- 5 林道ゲートの施錠については、開閉の都度行うものとします。  
(林道ゲートは5カ所あります)
- 6 材を運搬するトラックについては、8トンまでとします。
- 7 林道を塞ぐ作業については認めません。作業上、一時的に林道を塞がざるを得ない場合は、他の車両の通行時には速やかに移動し、通行できるようにしてください。
- 8 林道・作業道が運搬等で傷んだ場合は、買受人の負担に於いて修理してください。
- 9 木材搬出のための支障木が発生する場合は、必要最小限とし、事前に福井森林管理署と協議するものとします。  
なお、搬出支障木は別途売払いとなり、伐採は支障木の代金納入及び保安林協議[水源かん養保安林](立木を伐採する場合は伐採協議。作業道等の作設により掘削等を行う場合は土地の形質変更協議)が整い次第となります。  
また、保安林協議は買受人において行うものとします。

- 10 森林作業道により搬出する場合は、作業道路線図を作成し提出願います。なお、森林作業道作設にあたっては、別添「森林作業道作設仕様書」に基づき作設願います。
  
- 11 売払い区域内外の立木の保護に努めてください。  
残存立木を損傷させた場合は、補償金を請求する場合がありますのでご注意願います。

# 物件写真

143ほ

写真No.1



写真No.2

